



宮 崎 県 公 報

令和6年1月11日(木曜日) 第473号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定(") 1

頁

- 道路の占用を制限する区域の指定(道路保全課) 1
- 宮崎県日向灘沿岸延岡港東海地区港湾隣接地域の廃止に係る公聴会の開催(港湾課) 1
- 土地改良区の定款変更の認可(農村整備課) 2

告 示

宮崎県告示第11号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
まつもと心臓血管外科クリニック	都城市東町9街区26号	令和元年10月31日
是枝歯科医院	都城市上水流町1113-15	令和5年9月30日

宮崎県告示第12号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
まつもと心臓血管外科クリニック	都城市東町9街区26号	令和元年11月1日
是枝歯科医院	都城市上水流町1684-2	令和5年10月1日
さかいクリニック 形成外科・皮ふ科	都城市大王町15街区5号	令和5年11月1日

宮崎県告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年1月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	小林市須木奈佐木字猫坂3947番 147地 先から同市須木奈佐木同字3947番 147地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年1月26日

宮崎県告示第14号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第2項の規定により、昭和39年宮崎県告示第217号で指定した宮崎県日向灘沿岸延岡港東海地区港湾隣接地域の廃止について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、当該廃止に係る関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公聴会の開催日前まで一般の縦覧に供する。

令和6年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 日時

令和6年1月16日 午後2時から

2 場所

延岡市東海町 147番地2

港公民館

3 廃止予定地域

- (1) 基点1から基点11までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、基点11と補助点2を結んだ線及び護岸線並びに水際線によって囲まれた地域
- (2) 基点及び補助点の表示

基点及び補助点	基 点 及 び 補 助 点 の 位 置
基点1	延岡市東海町地先護岸起点部天端中心より 143° 30' の方向へ距離88メートルの点
基点2	基点1から 331° 00' の方向へ距離55メートルの点
基点3	基点2から 244° 20' の方向へ距離8メートルの点
基点4	基点3から 330° 59' の方向へ距離80メートルの点
基点5	基点4から 312° 15' の方向へ距離114メートルの点
基点6	基点5から 270° 55' の方向へ距離23メートルの点
基点7	基点6から 290° 34' の方向へ距離20メートルの点
基点8	基点7から 279° 05' の方向へ距離49メートルの点
基点9	基点8から 282° 50' の方向へ距離116メートルの点
基点10	基点9から 287° 31' の方向へ距離26メートルの点
基点11	基点10から 313° 05' の方向へ距離43メートルの点
補助点1	基点1から 241° 35' の方向へ距離30メートルの点
補助点2	基点11から 236° 00' の方向へ距離35メートルの点

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）から令和5年12月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣